



◇INFORMATION◇

■ 発行 / 大子町 ■ 編集 / まちづくり課 〒319-3526 大子町大字大子 866
■ TEL0295-72-1131 ■ FAX0295-72-1167 ■ HP <http://www.town.daigo.ibaraki.jp/>

「ふるさと大子応援寄附金」返礼品提供事業者を募集します

ふるさと大子応援寄附金の返礼品として寄附者に贈呈する、特産品等の提供事業者を募集します。

なお、現在、町では、「ふるさとチョイス」「ふるなび」「楽天ふるさと納税」「au PAY ふるさと納税」「JRE モールふるさと納税」の5つのポータルサイトにより、ふるさと大子応援寄附金の募集を行っています。昨年度は、1,362件、4,271万円の寄附がありました。

■事業者のメリット

- ・寄附者に返礼品を送付することで、販路の拡大が期待できます。
- ・ふるさと納税サイトに特産品名や事業者名が掲載され、全国にPRすることができます。
- ・返礼品の代金、送料およびポータルサイトへの掲載料はすべて町が負担します。

■返礼品

- ・返礼品として登録するには、総務省が定める地場産品基準（町内で生産されたものであること、町内で原材料の主要な部分が生産されたものであること等）のいずれかを満たしていることが必要です。基準の詳細については、財政課にお問い合わせください。
- ・金額に上限はありません。数量限定または期間限定での掲載も可能です。
- ・定期便コースでの登録も可能です。

■申込み

申し込みを希望する事業者の方は、下記まで電話によりご連絡ください。

問合せ 財政課契約管財担当 TEL 72-1119



茨城県最低賃金が「時間額879円」に改定されました

茨城県最低賃金は、令和3年10月1日（金）から時間額879円（28円引上げ）に改定されました。年齢やパート、学生アルバイトなどの雇用形態にかかわらず、県内で働くすべての労働者に適用されます。

問合せ 茨城労働局賃金室 TEL 029-224-6216 水戸労働基準監督署 TEL 029-226-2237

400ml 献血

期日	時間	場所	対象者
12月7日(火)	10:00~16:00	大子町役場 旧売店前	男性17歳~69歳、女性18歳~69歳(体重50kg以上)の健康な方 ※65歳から69歳までの方は、60歳から64歳までに献血の経験がある方に限られます。

持参するもの・献血手帳または献血カード(お持ちの方)、本人確認ができるもの(運転免許証など)

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

新型コロナワクチン接種について

■接種状況について

※10月26日現在接種人数（暫定集計）

	1回目接種者数（接種率）	2回目接種者数（接種率）
全体	13,858人（91.7%）	13,781人（91.2%）

体調不良等の理由により接種できなかった方やこれから満12歳になるお子さんの接種などご不明な点は、大子町コールセンターまでお問い合わせください。

【追加接種（3回目接種）について】

9月17日に開催された第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会において、追加接種（3回目接種）を行う必要があり、その実施時期は2回目接種完了からおおむね8か月以上後とすることが妥当であるとの見解が示されました。

今後、国や県の方針に従い準備を進めていきます。詳しい内容が決まり次第、広報紙やホームページ等で周知します。

また、新型コロナワクチン接種後に大子町へ転入をした方は、接種歴を確認しますので健康増進課までご連絡ください。接種歴は、追加接種（3回目接種）のクーポン券（接種券）の作成に使用します。

新型コロナワクチン接種は強制ではなく、さまざまな事情で接種を受けていない方もいます。職場や周りの方などに接種を強制したり、接種を受けていない方へ差別的な扱いをすることがないようにお願いします。

問合せ 大子町コールセンター TEL 76-8076 開設日時：月～金曜日（祝日を除く。）8:30～17:00

大子町観光誘客イベント事業補助金

民間主体・発想による観光誘客イベント事業を支援し、観光客の誘客を図るため、イベント事業を実施する団体または個人に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

■対象者 町内において自ら企画・運営する観光誘客イベント事業を実施する団体等であって、次のいずれにも該当すること。

- (1) 町内に事務所または活動拠点を置き、主に町内で活動していること。
- (2) 政治活動および宗教活動を目的とする団体等でないこと。
- (3) 暴力団員等またはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。

■対象事業 町の資源である伝統文化または美術工芸品等の体験会、展示会等であって、次のいずれにも該当する事業

- (1) 単なる物品販売または営利を目的とする事業でないこと。
- (2) 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある事業でないこと。
- (3) 国や地方公共団体の補助金の交付または交付決定を受けている事業でないこと。

■対象経費（当該事業に要する経費）

報償費、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、備品購入費、使用料・賃借料、広告宣伝費、保険料

■補助金の額等 補助率：1/2 補助上限額：1事業につき5万円 ※同一年度内に2回まで申請可能

※提出書類など詳しくは観光商工課までお問い合わせください。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

ゼロ密を目指しましょう！ ゼロ密とは？ 密接しない・密集しない・密閉しない

新型コロナウイルスの感染状況は落ち着いていますが、インフルエンザの流行時期にもなってきますので、引き続き感染対策が重要です。1つの密でも避け、ゼロ密を目指しましょう。



※体調不良時の出勤・登校などはお控えください。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

人と会うときは・・・

- ・人と十分な距離を保つ！
- ・混雑している場所や時間を避ける！
- ・オンラインの利用や時差出勤を！
- ・屋外でも密接、密集を避ける！

飲食するときは・・・

- ・少人数・短時間で大声は避けて！
- ・ガイドラインを守ったお店で！
(アクリル板設置、消毒、換気の徹底等)
- ・テイクアウトやデリバリーも！

会話時はマスクを着用しましょう。

歯のなんでも電話相談

ふだん、歯医者さんに聞けないこと・入れ歯のこと・お子さんの歯の悩み・インプラント・矯正・口臭の悩み・顎関節症・歯周病・ブラッシングの仕方・料金のことなど、歯に関する悩みや質問を無料で電話相談します。

匿名で結構です。気軽にお電話ください。茨城県保険医協会の歯科医師が無料でご相談に応じます。

■日時 11月14日(日) 13:00~16:00 ■相談ダイヤル 029-823-7930

■主催 一般社団法人茨城県保険医協会

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

インフルエンザに注意しましょう

例年、12月から3月はインフルエンザが流行する季節です。インフルエンザウイルスに感染すると、喉の痛み、鼻汁、咳等のほか、38度以上の発熱、倦怠感、頭痛、関節痛、筋肉痛等の症状がみられます。子どもや高齢者、免疫力が低下している方は、肺炎を招くなど重症となることがありますので、家族みんなで予防に努めてください。

【インフルエンザを予防するポイント】

- 外出後は手洗い、うがいをしっかり行う。
- 十分な栄養と休養をとる。
- 室内を加湿し、空気の乾燥に気をつける。(適切な湿度 50~60%)
- 人混みや繁華街への外出を控える。
- 咳が出る時はマスクを着用する。(咳エチケット)

【インフルエンザワクチン接種について】

インフルエンザワクチン接種は、「発病」を一定程度抑える効果と、「重症化」を予防する効果があります。今冬のインフルエンザワクチン供給は、前年より少なくなる見込みです。接種のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

ガラガラ



問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

新型コロナウイルス感染症対策一時支援金

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、経営に影響を受けている町内事業者の方を対象に支援金を支給します。**申請期限は、令和3年12月28日（火）**です。

■対象者

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす方

- (1) 町内に事業所を有しており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること。
- (2) 令和3年8月5日以前から事業収入を得て、今後も事業を継続する意思があること。
- (3) 次の①～③いずれかに該当すること。

①**ホテル・旅館、飲食店、喫茶店**（旅館業法、簡易宿所営業または食品衛生法等の許可を受け、いばらきアマビエちゃんに登録し、県の「新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため行っていただきたい取組（ガイドライン）」に基づく取り組みを実施している事業者等）

②**観光関連事業者（土産物店または駐車場）**

③**中小企業信用保険法の中小企業者または小規模企業者**であって、令和3年7月から令和3年9月までのいずれかの月の売上高が、前年または前々年の同月の売上高と比較して20%以上減少していること。（主に農林水産漁業・金融業・保険業以外の業種が対象です。ただし、林業のうち、素材生産業および素材生産サービス業は対象となります。）

※令和2年10月から令和3年6月までに創業して、前年と比較ができない場合は特例があります。

ただし、次の(1)～(4)のいずれかに該当する方は対象外です。

- (1) 暴力団員等またはこれらの者と密接な関係を有する方
- (2) 町税を滞納している方。ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、徴収が猶予されているものを除く。
- (3) 大子町特産農産物作付支援事業補助金の交付を受けた方
- (4) その他、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと町長が判断する方

■**支援金の額** **ホテル旅館30万円、飲食店15万円、観光関連事業者10万円、
中小企業者(法人)15万円、中小企業者(個人事業主)10万円**



※1事業者につき1回限りの支給となります。同一の事業者が「ホテル旅館」「飲食店」または「観光関連事業者」等の複数の区分に該当する場合は、主たる業種の区分で申請してください。ただし、法人の「観光関連事業者」の場合、「中小企業者」の区分で申請することも可能です。

問合せ 観光商工課 TEL 72-1138

八溝材等を利用した木製品の募集

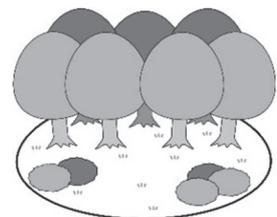
日常生活の中で「木の良さ」を感じてもらう機会を創出し、木材利用の拡大を図るため、八溝材等を利用した木製品を町ホームページ等へ掲載し情報発信を行います。掲載を希望する事業者の方は、下記の要件を確認し、農林課へお申し込みください。

- 掲載要件**
- ①大子町内に主たる事業所を有すること。
 - ②町内産の材料を調達し、安定的な製作が可能であること。
 - ③製品の形状・名称等が、他の権利を侵害していないこと。
 - ④趣旨を理解しホームページ等への掲載に賛同すること。

■**掲載内容** 企業名、企業連絡先、製品名、製品写真

■**申込み** 12月17日までに下記までご連絡ください。

■**その他** 八溝材ブランド化に資する木製品等の制作を依頼する場合があります。



問合せ 農林課林政担当 TEL 76-8110

11月は労働保険未手続事業一掃強化期間です

労働者（アルバイトを含む。）を1人でも雇っている事業主は、労働保険（労災保険・雇用保険）に加入する義務があります。

■労働保険とは

労働保険は、労働者災害補償保険（通称・労災保険）と雇用保険を総称したもので、労働者とその家族、ひいては事業主を守るための制度です。

■労災保険とは

労働基準法の災害補償の規定に基づく使用者責任を代行する機能をもった制度で、業務災害や通勤災害を受けた労働者の負傷・病気・死亡等に対して事業主に代わって必要な保険給付を行い、被災者・遺族を援護するものです。また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

■雇用保険とは

労働者が失業した場合や労働者の雇用継続が困難となる事由が生じた場合に、失業等給付を行うとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。また、雇用保険には失業等給付以外にも、景気の変動などにより事業活動の縮小を余儀なくされた場合に労働者を休業させたり、教育訓練を受けさせたりした事業主等に対して支給される雇用調整助成金など、事業主等に対して支給される各種助成金があります。

法律により農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも使用する事業主は、労災保険の加入が義務付けられています。パートタイム労働者の方でも、一定の要件を満たす方は雇用保険の加入が義務付けられています。なお、保険制度の詳細および加入手続きについては、下記までお尋ねください。

問合せ 茨城労働局労働保険徴収室 TEL 029-224-6213 水戸労働基準監督署 TEL 029-226-2237
ハローワーク常陸大宮 TEL 0295-52-3185

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です

過労死等防止対策推進法では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定めています。過労死等を防止することの重要性について国民に自覚を促し、国民の関心と理解を深めることを目的として、厚生労働省では、過労死等防止対策シンポジウムの開催やパンフレットを配布する等して周知を行います。

問合せ 茨城労働局監督課 TEL 029-224-6214

「精神・発達障害しごとサポーター養成講座」参加者募集

近年、障害者の就職への意識の高まりとともに、企業における障害者雇用の取り組みが進む中、精神障害および発達障害のある労働者も増加しています。

これらの方々が安定して働き続けるためのポイントの一つは「職場において同僚や上司がその人の障害者特性について理解し、共に働く上での配慮があること」ですが、企業で働く一般の従業員の方が障害等に関する基礎的な知識や情報を得る機会は限られています。

このため、ハローワークでは、一般の従業員の方を対象に、精神障害・発達障害に関して正しく理解し、職場における応援者（精神・発達障害者しごとサポーター）となるためのオンライン講座（ZOOMでのオンライン講座・参加無料）を開催します。

■日時 12月9日（木） 13:30～15:00

■参加人数 先着20人に参加のためのID・パスワードを付与します。

■受講対象 企業に雇用されている方であればどなたでも受講可能

※「精神・発達障害者しごとサポーター」は特別な資格ではありません。精神障害・発達障害に関して正しく理解をする、職場における応援者（サポーター）です。

問合せ ハローワーク常陸大宮 職業紹介部門 TEL 0295-52-3185

「大子町しあわせ+（プラス）商品券」の使用期限について

地域経済応援事業として町民の皆さんに配布した「大子町しあわせ+商品券」の使用期限は、**12月31日（金）まで**です。令和4年1月1日（土）以降は使用できませんのでご注意ください。町民の皆さんと町内店舗の皆さんの支援を目的とした商品券です。まだ使用していない方は、期限までに、ぜひご使用ください。



問合せ 観光商工課 TEL 72-1138 大子町商工会 TEL 72-0191

令和3年度「家庭の日」絵画・ポスターの展示

大子町青少年育成町民会議では、明るく楽しい家庭づくり県民運動の一環として「家庭の日」を推進しています。町内の小中学生から応募があった「家庭の日」をテーマにした絵画やポスターの入賞作品を展示しますので、ぜひ、ご来館ください。

■**展示期間** 11月15日（月）10:00～12月2日（木）15:00

■**展示場所** 中央公民館 1階ロビー

展示作品	名前	学校名・学年
町長賞	菊池 栞音	さはら小学校4年
	白井 陽大	大子中学校2年
議長賞	鯉沼 優萌	だいが小学校4年
	江尻 智歩美	大子中学校2年
教育長賞	木村 実羽	上小川小学校1年
	高林 珠央	大子中学校2年
町民会議会長賞	大子地区 松浦 和花	だいが小学校4年
	依上地区 谷田部 尊雅	大子西中学校1年
	佐原地区 鈴木 琉生	さはら小学校5年
	黒沢地区 佐々木 舟	だいが小学校3年
	宮川地区 松嶋 美莉	大子中学校1年
	生瀬地区 齋藤 陽真	生瀬小学校1年
	袋田地区 綿引 美優	袋田小学校1年
	上小川地区 藤井 陽葵	上小川小学校4年
下小川地区 園部 実咲	上小川小学校5年	

問合せ 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148

水道メーターを交換します

計量法に基づき水道メーターを交換するため、町が委託した業者が訪問し作業を行いますので、水道メーター付近の清掃をお願いします。なお、交換の費用を業者が請求することはありません。

■**期間** 11月25日（木）～12月23日（木）

■**区域** 川山、下野宮（宿、生手内、郷）、高田、町付（堰の上、北平）

問合せ 水道お客さまセンター TEL 72-2221



秋のだいご美 ～2021～ 花火

新型コロナウイルス感染症の影響によりイベント等の中止や延期が相次ぐ中、町民の皆さんに「明るさ」「希望」「彩り」をお届けするため、小規模分散型の花火イベントを実施します。

- 実施期日 11月13日(土)、11月20日(土)、11月27日(土)
- 打上場所・時間 町営袋田第二駐車場(袋田地区) 17:30～17:35
久慈川・押川合流点(大子地区) 18:30～18:35
- 打上数量 1会場当たり3号玉15発
4号玉10発
スターメイン(2号25連発)2台

※荒天の場合は延期します。また、新型コロナウイルス感染状況により延期または中止とする場合があります。
※10月30日(土)、11月6日(土)実施分は、掲載を省略しています。



問合せ 大子町観光協会 TEL 72-0285

袋田の滝ライトアップ「2021大子来人～ダイゴライト～」

- 開催期間 令和3年10月30日(土)～令和4年1月31日(月)※毎日開催
- 開催時間 袋田の滝・さざれ石のライトアップ 日没～20:00(1月は日没～19:00)
光のトンネル 8:00～20:00(1月は9:00～19:00)
- 入場料金 大人300円、子ども150円

問合せ 大子町観光協会 TEL 72-0285



～ 道の駅とSL機関車のイルミネーションも実施しています ～

- | | |
|-------------------------------------|-------------------------------------|
| ■道の駅奥久慈だいごイルミネーション | ■常陸大子駅前SL機関車イルミネーション |
| 開催期間 令和3年10月30日(土)
～令和4年2月28日(月) | 開催期間 令和3年10月30日(土)
～令和4年2月28日(月) |
| 点灯時間 17:00～23:00 | 点灯時間 17:00～23:30 |
| 問合せ 観光商工課 TEL 72-1138 | 問合せ まちづくり課 TEL 72-1131 |

高齢者を対象とした無料の歯科健康診査のお知らせ

高齢者の口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するために、無料の歯科健康診査を実施しています。対象の方でまだ受診をしていない方は、ぜひご利用ください。

対象者

茨城県後期高齢者医療広域連合の被保険者で、前年度に75歳、80歳、85歳の誕生日を迎えた次の方

- 昭和20年4月1日～昭和21年3月31日生まれの方
- 昭和15年4月1日～昭和16年3月31日生まれの方
- 昭和10年4月1日～昭和11年3月31日生まれの方



- 実施期間 9月1日(水)～12月31日(金)※歯科医療機関の休診日は除きます。
- 健診内容 問診、歯の状態、咬合状態、口腔衛生の状態、口腔乾燥の状態、歯周組織・粘膜の状況、口腔機能評価、呼吸の異常、指輪っかテスト、反復唾液嚥下テスト、セルフケアの歯ブラシ指導等

対象の方には、8月中旬に受診券と健診の案内(施設等入所者を除く。)をお送りしていますので、受診方法や受診場所など詳しくは健診の案内をご確認ください。

再発行を希望する場合は、茨城県後期高齢者医療広域連合までご連絡ください。

問合せ 茨城県後期高齢者医療広域連合事業課保健資格班 TEL 029-309-1212

物忘れ（認知症）相談

地域包括支援センターでは、物忘れや認知症に関する相談日を設けています。最近物忘れが気になるようになった方や認知症の症状がある方を介護している方は、お気軽にご相談ください。

- 日時 11月25日（木） 13:00～16:00
- 場所 保健センター 研修室
- 担当者 志村大宮病院認知症疾患医療センター職員
- 申込み 11月22日（月）までに電話等で地域包括支援センターにお申し込みください。22日以降に申し込みがあった場合は担当が変わることがあります。



問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175

Dカフェ（認知症カフェ）

認知症の方とその家族、介護分野の専門家が集うカフェを開催します。

認知症カフェは、認知症に関する講話や体操などを行うカフェです。認知症について一緒に学んだり、介護について共有したり、新たな人と出会ってみませんか？

- 日時 11月28日（日） 13:30～15:00（受付 13:15～）
- 場所 メンタルサポートステーション きらり ※場所が変更となっています。ご注意ください。
- テーマ ポレポレライブ♪
- 参加費 200円 ※令和3年度から参加費を徴収しています。
- 申込み 不要
- 主催 でくあす大子（協賛：地域包括支援センター）
- その他 当日はマスクの着用をお願いします。また、感染症対策のため飲食の提供を制限しています。なお、感染症等の状況により中止となる場合がありますので、ご了承ください。

問合せ 地域包括支援センター TEL 72-1175

放射性物質測定結果

町では、町民の皆さんの安心と安全のため、放射能測定機（ベクレルモニター）を導入し、町民の方から申請のあったものについて測定を行っています。令和3年9月に測定した試料の件数および検出した放射性物質の最低値・最高値をお知らせします。

測定試料名	件数	採取場所(大字)	セシウム合算 (Bq/kg)	ヨウ素 131 (Bq/kg)
原木まいたけ	2	中郷、上郷	検出せず	検出せず

※イノシシ肉、こしあぶら、野生きのこは、国から出荷制限指示が出ているため、販売や譲渡ができません。

※一般食品の基準値は100Bq/kgです。

※過去の検査結果は、町ホームページに掲載しています。

<http://www.town.daigo.ibaraki.jp/page/page002557.html>

問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底

農業においては、毎年300件前後の農作業中の死亡事故が発生しており、要因別に見ると乗用型トラクター等における機械からの転落・転倒が最多となっていることから、農作業事故への対策は喫緊の課題となっています。農林水産省では農作業安全確認運動を展開し、農業機械作業中のシートベルト着用を呼び掛けています。重大な事故を防止するためにも、トラクターを運転するときは、必ずシートベルトを着用しましょう。

- 参考 乗用型トラクターにおけるシートベルトの着用徹底について：農林水産省 https://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/anken/syuuchi.html

問合せ 農林課農政担当 TEL 72-1128



無料法律相談会

大子町消費生活センターでは、毎月1回、法律の専門家による無料法律相談会を開催しています。消費者問題だけでなく、相続・離婚や隣近所とのトラブルなどについて、法律の専門家がお答えします。相談は1件当たり1時間程度です。日時は変更になる場合があります。

- 相談員 山口康夫氏(元国士館大学法学部教授) ■場所 役場会議室 ※個別にご案内します。
- 定員 4人 ※要予約・先着順
- 日時 12月13日(月) 10:00~12:00、13:00~15:00
- その他 既に弁護士に依頼している案件、係争中や同一案件の繰り返し利用はご遠慮ください。
- 申込み 12月2日(木)から12月10日(金)までの9:00~16:00(12:00~13:00を除く。)に大子町消費生活センターへ電話でお申し込みください。

問合せ 大子町消費生活センター TEL 72-1124

パパ・ママ教室のお知らせ

新米パパ・ママや、すでに子どもはいるけれど、もう一度勉強したいパパ・ママを対象に無料で教室を開催します。教室は、全2回で終了です。ママだけの参加やお子さんと一緒にの参加も歓迎します。

- 開催日時 1回目:12月3日(金) 18:15~20:00、2回目:12月17日(金) 18:15~19:45
- 場所 保健センター ■申込み 12月2日(木)までに、健康増進課へお申し込みください。

内容	1回目	2回目
	妊娠中と出産までの経過、妊娠中の食生活、妊婦体操と出産の呼吸法(実技)、ビデオ「赤ちゃん このすばらしき命」 *体操をするので、動きやすい服装でお越しください。	赤ちゃんの沐浴(デモンストレーション)、育児についての話、ビデオ「お父さんへのメッセージ」



※パパの妊婦体験も実施します。妊娠中のママのことを一緒に学びましょう!
※新型コロナウイルス感染症対策のため、マスク着用、検温にご協力をお願いします。

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

クリスマスリース作成講座

- 日時 12月9日(木) 10:30~正午 ■参加費 500円 ■材料費 2,000円
- 用意する物 園芸用ハサミ・エプロン(汚れても良い服装)
- 講師 白田美穂先生
- 定員 20人程度
- 申込方法 電話または来館で受け付け。申込書は中央公民館にあります。
- 申込期間 11月8日(月)~12月6日(月)



申込・問合せ先 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148

大子郷土史の会からのお知らせ

「大子郷土史の会」では、道標の拓本をとり、本づくりを進めています。また、昔の道、宿場や神社寺院などについても調べています。一緒に調査する方を募集します。参加を希望する方は、問い合わせ先まで連絡をお願いします。

- 調査期日 11月17日(水)、11月28日(日)、12月15日(水)、1月19日(水)、1月23日(日)
- 集合時間 10:00 ■集合場所 中央公民館前

問合せ 大子町郷土史研究会事務局 TEL 72-0101(金子輝 かねこあきら)

おさがりバザール開催

大子町子育て支援センターでは、捨てるにはもったいない不要になった子ども服などを預かり、必要とする方に「あげたり もらったり」の活動「おさがりバザール」を行っています。

■集めているもの 子ども服(ベビー服～160 cm)、スタイ、マタニティ、おもちゃ、ベビー用品等

○お預かり期間 11月16日(火)～11月30日(火)

○お預かり不可 穴・汚れがひどいもの、破損しているもの、ぬいぐるみ等

○注意事項 トラブルを避けるため、一度お預かりした品物は基本的にはお返しできません。品物は名前を消してお持ちください。



■おさがりバザール

○開催日時 11月30日(火)、12月1日(水)、12月2日(木) 10:00～17:00
12月3日(金) 10:00～13:00

○場所 文化福祉会館「まいん」 2階小会議室

※新型コロナウイルス感染拡大予防対策のため、下記のご協力のもとご利用ください。

- ・人数制限(約10人ずつ)
- ・受付時に氏名、緊急連絡先の記入
- ・マスクの着用
- ・入室の際に検温、手指先の消毒
- ・できるだけ、一家庭少人数でお越しください
- ・今後の状況により、中止となる場合があります。ご了承ください。

問合せ 大子町社会福祉協議会 子育て支援センター TEL 72-1120

おむつの使い方講座

介護上困っていることはありませんか?おむつを使う方・介助する方のお悩み解消のための講習会を開催します。皆さんのご参加をお待ちしています。

■日時 12月2日(木) 10:00～正午 ■参加費 無料

■場所 文化福祉会館「まいん」 1階観光交流ホール

■内容 在宅での排せつケア ～紙おむつの使い方～
リフレッシュタイム ～おいしいコーヒーでホッと一息～

■対象者 在宅で介護を行っている方(先着15人)

■申込み 11月26日(金)までに下記までご連絡ください。

■その他 今後の感染状況により内容の変更や中止となる場合があります。



問合せ 大子町社会福祉協議会 TEL 72-2005

銅の小皿作成講座

10cm×15cmの銅の板から小皿を作ります。銅はたたくことで硬くなります。金属をたたいて作る楽しさを体験できる入門講座です。親子での参加も可能ですので、ぜひご参加ください。

■日時 12月11日(土) 10:00～正午 ■参加費 500円 ■材料費 2,000円

■講師 友常みゆき先生

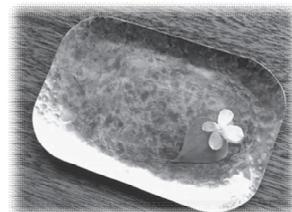
■用意する物 ぞうきん・軍手・鉛筆・エプロン

■定員 10人程度(定員を超えた場合は抽選となります。当選者には郵送でお知らせします。)

■対象 町内在住または町内に勤務もしくは通勤している方で小学生以上(未成年が単独で参加する場合は、保護者へ参加の確認を行います。)

■申込方法 電話または来館で受け付け。申込書は中央公民館にあります。

■申込期間 11月8日(月)～12月10日(金)



申込・問合せ先 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148

アクセサリー作成講座

- 日時 12月17日(金) 18:00~19:30 ■参加費 500円 ■材料費 2,000円
- 用意する物 ペンダントに付けたい物
- 講師 友常みゆき先生
- 作成する物 ピアス、イヤリング、ペンダントのいずれかひとつ
- 定員 10人程度(定員を超えた場合は抽選となります。当選者には郵送でお知らせします。)
- 対象 町内在住または町内に勤務もしくは通勤している方で小学生以上(未成年が単独で参加する場合は、保護者へ参加の確認を行います。)
- 申込方法 電話または来館で受け付け。申込書は中央公民館にあります。
- 申込期間 11月8日(月)~12月16日(木)



申込・問合せ先 教育委員会事務局生涯学習担当 TEL 72-1148

図書館「プチ・ソフィア」からのお知らせ

無料で本、雑誌の貸し出しを行っています。1人5冊まで2週間利用できます。
開館時間は午前10時から午後6時までです。休館日は毎週月曜日と木曜日です。

■新しく入った一般書

- 「だっぺ帝国の逆襲」佐藤ダイナ画、青木智也監修
「デジタル・ファシズム 日本の資産と主権が消える」堤未果著
「カレンの台所」滝沢カレン著
「眠れぬ夜はケーキを焼いて」午後著
「シルバー川柳11 メルカリで売って買っちゃう孫のもの」全国有料老人ホーム協会、ポプラ社編集部編
「民王 シベリアの陰謀」池井戸潤著
「向田邦子ベスト・エッセイ」(文庫本) 向田邦子著、向田和子編

■新しく入った児童書

- 「きのこのこのこふしぎのこ」白水貴監修
「ふしぎ駄菓子屋銭天堂16」廣嶋玲子作、j y a j y a 絵
「おべんとうバスのかくれんぼ」真珠まりこ作

※インターネットで蔵書が検索できます。(http://www.lib-eye.net/daigo/)



問合せ 図書館「プチ・ソフィア」 TEL 72-6123

危険物取扱者試験のお知らせ

■危険物取扱者試験(F日程)

試験種類：甲種・乙種(第1類~第6類)・丙種

試験日	試験会場	受験願書の受付期間
令和4年3月12日(土)	水戸啓明高等学校	書面申請 令和3年11月25日(木)~12月6日(月)
	水戸葵陵高等学校	電子申請 令和3年11月22日(月)~12月3日(金)

※試験案内、受験願書等は消防本部予防課にあります。

問合せ 一般財団法人消防試験研究センター茨城県支部 TEL 029-301-1150
ホームページ <https://www.shoubo-shiken.or.jp/>

令和3年度健康づくりポイント事業で記念品と交換できます

健康づくりポイント事業では、貯めたポイントに応じて特産品等に交換することができます。カードを作っていない方もまだ間に合いますので、この機会に作ってみませんか。

■対象者 令和4年3月31日時点で20歳以上の町民の方

健康づくりポイント事業は、ポイントカードを作るところからスタートです。記念品を目指して健康づくりにチャレンジできる取り組みですので、皆さんの参加をお待ちしています。

<p>ポイントカードを作る</p> <p>【期限】 令和4年3月31日(木)まで</p>	<p>【ポイントカードを作れる施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健センター（健康増進課） ・ 集団健診会場 ・中央公民館（教育委員会事務局生涯学習担当） ・文化福祉会館「まいん」（社会福祉協議会） ・各コミュニティセンター（不在の時もありますので電話でご確認ください。） <p>※カードの発行は1人につき1枚です。大切に保管してください。</p>
<p>ポイントを貯める</p> <p>【期限】 令和4年3月31日(木)まで</p>	<p>【ポイント対象事業】</p> <p>特定健康診査、人間ドック、各種がん検診、健康相談、健康教室等</p> <p>※受付時にお渡しするチラシをご覧ください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止または延期となる場合があります。</p>
<p>記念品と交換する</p> <p>【期限】 令和4年3月31日(木)まで</p>	<p>【5ポイント以上】 おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券2枚</p> <p>【8ポイント以上】 おまかせ特産品セットまたは温泉施設利用券4枚</p> <p>【12ポイント以上】 選べる特産品(大子産米、奥久慈しゃも肉、常陸大黒製品のいずれか)または温泉施設利用券6枚</p> <p>上記のいずれかまでポイントが貯まったら、カードに必要事項を記入して保健センター、中央公民館、文化福祉会館「まいん」の窓口へ提出してください。1人1回いずれか1つの記念品と交換できます。特産品については、後日送付します。</p> <p>※温泉施設利用券は、森林の温泉、大子温泉やみぞ、フォレスパ大子および道の駅奥久慈だいの浴場で利用できます(入湯税は自己負担です。)</p>

問合せ 健康増進課 TEL 72-6611

大子町公式アプリのご案内

町の公式アプリは、現在、約3,300人の方にご利用いただいております。災害や新型コロナウイルス感染症に関する情報など各種情報をいち早く発信しています。また、広報だいがやお知らせ版、ハザードマップを簡単に確認できるほか、AI乗合タクシー予約サイトへも簡単にアクセスできます。

町からの情報をすぐに受け取ることができますので、まだご利用されていない方は、ぜひご利用ください。

■iOS版



■Android版



【大子町公式アプリ画面】

大子町ハザードマップ	>
AI乗合タクシー予約サイト	>
広報だいが お知らせ版	>
広報だいが	>
お知らせ	
ごみの日	
リンク	
設定	

↑
「リンク」を押すと上の画面になります。

問合せ まちづくり課タウンプロモーションチーム TEL 72-1131

新型コロナウイルス感染症の影響などにより納税が困難な方へ

新型コロナウイルス感染症の影響などにより、納税が困難な方に対する地方税の猶予制度があります。町税の納税が困難な方は、税務課収納対策室までご相談ください。

■徴収の猶予

新型コロナウイルス感染症に関連する次のようなケースに該当する場合（地方税法第15条）

○ケース1「災害により財産に相当な損失が生じた場合」

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した施設で消毒作業が行われたことにより、備品や棚卸し資産を廃棄した場合

○ケース2「本人またはご家族が病気にかかった場合」

納税者本人または生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

○ケース3「事業を廃止または休止した場合」

納税者の方が営む事業について、やむを得ず休業をした場合

○ケース4「事業に著しい損失を受けた場合」

納税者の方が営む事業について、利益の減少等により著しい損失を受けた場合



上記のほか、地方税を一時に納付することができない場合も徴収の猶予や換価の猶予の申請が可能です。詳しくは地方税共同機構のホームページ（<http://www.eltax.lta.go.jp/news/03047>）をご覧ください。

また、現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限にご注意ください。猶予の期限までに納付できない場合、申請により他の猶予を受けられることがありますが、現在の猶予の期限までに手続きを完了させる必要があります。

納税が困難な方は、下記までお早めにご相談ください。

※猶予期間の終了日は、先に送付している猶予許可通知書でご確認ください。

※猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し督促状が送付されます。

※他の猶予を受けるためには、再度申請が必要です。また、職員が状況等を確認するため、資料の提出等をお願いすることがあります。

問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

町税等の納税はお済みですか

第3期の町県民税、第4期の国民健康保険税、後期高齢者医療保険料および介護保険料の納期限は11月1日です。納税等がお済みでない方は速やかに納付をお願いします。

納期限から一定期間が経過すると督促状が発せられ、納付日までの延滞金が生じることがありますのでご注意ください。

納付には、便利な口座振替のほか、スマートフォン決済、インターネットによるクレジット決済、eLTAX（エルタックス）を利用して納税することもできます。

納付可能な税目は、町ホームページの「新型コロナウイルス感染症等関連情報」⇒「お知らせ」⇒「町からのお知らせ」⇒「新型コロナウイルス感染症拡大防止のための町税等の納付方法について」からご確認ください。

なお、口座振替を希望する方は、町内各金融機関または各郵便局へ直接申し込むか下記までご相談ください。



問合せ 税務課収納対策室 TEL 72-1116

個人事業税の納税について

令和3年度個人事業税の第2期分の納税通知書は、11月中旬に発送されます。

納付期間は11月19日（金）から11月30日（火）までとなりますので、期限内に納付するようお願いします。

なお、既に口座振替の手続きをしている方は、11月30日（火）に口座引き落としになりますので、残高の確認をお願いします。詳しく知りたい方、また、新たに口座振替制度の申し込みを希望する方は、下記までお問い合わせください。

問合せ 茨城県常陸太田県税事務所 課税第一課個人事業税担当 TEL 0294-80-3311

11月25日(木)から12月1日(水)は犯罪被害者週間です

誰もが突然、事件や事故などにあう可能性があります。被害にあわれた際は、相談窓口や最寄りの警察署にご相談ください。また、被害にあわれた方やその家族が回復するには、周囲の方のご理解とあたたかな支援が必要です。皆様のご協力をお願いします。

■相談窓口 太子警察署 TEL 72-0110
茨城県警察 性犯罪被害相談「勇気の電話」 TEL #8103 または 0120-21-8103

問合せ 太子警察署 TEL 72-0110

女性に対する暴力をなくす運動

毎年11月12日から25日は「女性に対する暴力をなくす運動」期間です。暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。特にパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシャルハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものです。日ごろから一人一人がDVなどに関心を持ち、正しく理解することが大切です。女性に対する暴力の根絶をめざして、ご理解とご協力をお願いします。

【DV（ドメスティック・バイオレンス）とは】

夫婦やパートナーなど、親密な関係にある人からの暴力を、ドメスティックバイオレンス（DV）といいます。平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護者等に関する法律（DV防止法）」が施行されました。対象者性別を問わず、身体的暴力だけではなく、精神的暴力や性的暴力、経済的暴力なども含まれます。平成25年からの改正では、事実婚や離婚後の元配偶者も対象に加えられました。※交際中のカップルの間で行われる暴力は、デートDVといいます。

相談窓口	実施主体	連絡先	相談日
ワンストップ支援センター	内閣府	#8891	発信場所から最寄りの相談窓口に自動転送します。
Cure time(キュアタイム)	内閣府	SNS	月・水・土曜日 17:00～21:00
性犯罪被害相談電話	警察庁	#8103	24時間受付
警察相談ダイヤル	警視庁	#9110	24時間受付。発信地域の警察本部相談窓口につながります。
茨城県女性相談センター	茨城県	029-221-4166	平日 9:00～21:00 土日祝日 9:00～17:00
勇気の電話	茨城県警察	029-301-0278	平日 8:30～17:15
性暴力被害者サポートネットワーク茨城	いばらき被害者支援センター	029-350-2001	平日 10:00～16:00

問合せ 福祉課社会福祉担当 TEL 72-1117

Sマーク（標準営業約款制度）をご存知ですか？

このマークのある「理容店」「美容店」「クリーニング店」「めん類飲食店」「一般飲食店」は、厚生労働大臣の認可を受けた約款に基づき営業している安全・安心なお店です。

- Sマーク登録店では、
- サービス・メニューについて表示しています。
 - 資格者の氏名を表示しています。
 - 万が一の事故の場合、賠償するための保険に加入しています。
 - 業種ごとに定められたさまざまな基準を遵守しています。



※Sマークは消費者の皆さんにご利用いただく際の安全・安心の目印です。登録店には標識が掲出されています。

問合せ (公財)茨城県生活衛生営業指導センター TEL 029-225-6603 E-mail ibarakicenter@seiei.or.jp

放送大学入学生募集

- 放送大学は、2022年4月入学生を募集しています。10代から90代の幅広い世代、約9万人の学生が、大学を卒業したい、学びを楽しみたいなど、さまざまな目的で学んでいます。
- テレビによる授業だけでなく、学生は授業をインターネットで好きなときに受講することもできます。心理学・福祉・経済・歴史・文学・情報・自然科学など、約300の幅広い授業科目があり、1科目から学ぶことができます。
- 卒業すれば学士の学位を取得できます。放送授業1科目の授業料は11,000円(入学金は別)。半年ごとに学ぶ科目分だけの授業料を払うシステムです。
- 半年だけ在学することも可能です。全国にミニキャンパスと言える学習センターやサテライトスペースが設置されており、サークル活動などの学生の交流も行われています。
- 資料を無料で差し上げています。お気軽に下記までご請求ください。
- 出願期間は、第1回が2月28日まで、第2回が3月15日までです。



問合せ 放送大学茨城学習センター TEL 029-228-0683

令和4年度定時制課程成人特例入学者募集のお知らせ

太田第一高等学校では、下記のとおり定時制課程普通科の成人特例入学者を募集します。いろいろな事情で、高等学校卒業資格を得られなかった成人の皆さんのご応募をお待ちしています。

■応募資格

- (1) 中学校またはこれに準ずる学校もしくは義務教育学校を卒業した方で、原則として県内に居住地や勤務地を有する方
- (2) 令和4年4月1日現在、満20歳以上の方
- (3) 成人特例入学者選抜を希望する方

■志願の手続

入学願書、調査書および成人特例入学者選抜措置申請書を、出身中学校の校長を経由して、本校校長に提出してください。出願書類は、令和3年12月1日(水)から本校で交付します。

■出願書類の提出期間

令和4年2月8日(火) 9:00~16:00、2月9日(水) 9:00~16:00、2月10日(木) 9:00~正午

■選抜方法

学力検査は行わず、調査書、作文、面接の結果およびその他選抜に関する資料を参考とし、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して合格者を決めます。

■検査期日等 令和4年3月3日(木) 場所:本校 内容:作文、面接

■合格者の発表 令和4年3月14日(月) 9:00 本校

問合せ 茨城県立太田第一高等学校定時制課程 TEL 0294-72-2115(13:00~20:00)
〒313-0005 常陸太田市栄町58番地 FAX 0294-72-2119



自衛官等募集のお知らせ

受験種目	陸上自衛隊高等工科学校生徒		自衛官候補生
受験資格	令和4年4月1日現在、15歳以上17歳未満 ^{※1} の男子で、 中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了者 ^{※2} ※1 平成17年4月2日から平成19年4月1日までの間に生まれた方 ※2 令和4年3月に中学校卒業または中等教育学校の前期課程修了見込みの方を含む。 推薦については、中学校長または中等教育学校長が高等工科学校生徒として、ふさわしいと認め、将来自衛官となる強い意志を持ち責任をもって推薦できる方		18歳以上33歳未満の方(男女) ※ただし、32歳の方は採用予定月の1日から起算して3月に達する日の翌月の末日現在、33歳に達していない方
受付期間	【推薦】 令和3年11月1日(月) ~12月3日(金)	【一般】 令和3年11月1日(月) ~令和4年1月14日(金)	年間を通じて行っています。
試験期日	令和4年1月8日(土) 令和4年1月11日(火) (いずれか指定する1日)	1次 令和4年1月22日(土) または23日(日) 2次 令和4年2月3日(木) ~2月6日(日) (いずれか指定する1日)	受け付け時にお知らせします。
待遇等	高等学校の普通科と同等の教育を受け、併せて技術的な識能を有する陸佐として必要な各種技術の専門教育、防衛基礎学や各種課程修了時に高等学校の卒業資格を取得することができます。		採用の日をもって陸上・海上・航空自衛隊それぞれの自衛官候補生に任命されます。 ※自衛官候補生として3か月間の教育訓練を修了した後、それぞれ2等陸・海・空士に任官します。

※試験会場は別途通知します。詳細はお問い合わせください。

問合せ 自衛隊茨城地方協力本部 日立出張所 TEL 0294-21-1524

まちなか情報コーナー 「筑波銀行大子支店 年金相談会」

- 年金を受け取る年齢になるが、事前に手続き方法を知りたい。
- 年金請求書が届いたが、記入方法、必要書類がわからない。
- すでに年金を受け取っているが、今後の手続きについて知りたい。
- 年金受け取り口座の変更をしたい。遺族年金の相談をしたい。

・ ・ ・ など年金に関するご相談を個別にお受けします。相談料は無料です。お気軽にご参加ください(予約優先)。ご来店時は、マスクの着用にご協力をお願いします。

■開催日時

12月7日(火) 10:00~12:00、13:00~15:00

■持参するもの

ねんきん定期便、年金手帳、認め印、預金通帳、年金請求書(届いている方)、年金証書(届いている方)

※配偶者の「ねんきん定期便・年金証書」もご持参ください。(届いている方)

問合せ・ご予約 筑波銀行大子支店 TEL 72-1151

お知らせ版等では、皆さんより寄せられた町の魅力情報やイベント情報などを紹介しています。掲載を希望する場合は、まちづくり課タウンプロモーションチーム(TEL 72-1131)へご相談ください。

— 次回の発行は、11月22日(月)です。 —